

六ヶ所村風力発電所リプレース事業 環境影響評価準備書（公開版・非公開版共通）正誤表（1/2）

章	頁	箇所	誤（訂正前）	正（訂正後）
第 3 章 対象事業実施区域及びその周辺の状況	3. 1-16 (55)	表 3. 1-16	・塩化ビニルモノマー ・六価クロム環境基準：0.05mg/L	・クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー） ・六価クロム環境基準：0.02mg/L
	3. 2-4 (120)	本文 3 行目	・平成 30 年度	・平成 30 年
	3. 2-37 (153)	表 3. 2-27	・塩化ビニルモノマー	・クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）
第 10 章 環境影響評価の結果 10.1.2 水環境	10. 1. 2-7 (394)	表 10. 1. 2-6	・浮遊粒子状物質量	・浮遊物質
第 10 章 環境影響評価の結果 10.1.3 その他環境	10. 1. 3-22 (428)	表 10. 1. 6-6	・風力発電機から発生する騒音レベルの寄与値	・風力発電機の条件
第 10 章 環境影響評価の結果 10.1.4 動物	10. 1. 4-165 (599)	図 10. 1. 4-33	・旧体内に新融資た	・球体内に侵入した
第 10 章 環境影響評価の結果 10.1.4 動物	10. 1. 4-179 (613)	表 10. 1. 4-59 (2) 影響予測に係る文章	・尾鮫沼	・尾鮫沼
	10. 1. 4-198 (632)	表 10. 1. 4-59 (13) 影響予測に係る文章		
	10. 1. 4-255 (689)	表 10. 1. 4-62 (3) 影響予測に係る文章		
第 10 章 環境影響評価の結果 10.1.5 植物	10. 1. 5-16～ 10. 1. 5-24 (751～759)	図 10. 1. 5-2 図 10. 1. 5-3	・図中のハンノキ-ヤチダモ群落の着色が水色となっている（凡例番号は正しい）	・ハンノキ-ヤチダモ群落の着色は紫に修正
第 10 章 環境影響評価の結果 10.1.7 景観	10. 1. 7-6 (843)	表 10. 1. 7-5 表題	・横浜町烏帽子平自然の家	・上北六ヶ所太陽光発電所展望台
	10. 1. 7-23 (860)			
	10. 1. 7-17 (854)	本文	・六ヶ所海岸砂丘	・六ヶ所海岸段丘
	10. 1. 7-34 (871)	表 10. 1. 7-9 主要な眺望点		

六ヶ所村風力発電所リプレイス事業 環境影響評価準備書（公開版・非公開版共通）正誤表（2/2）

章	頁	箇所	誤（訂正前）	正（訂正後）
第10章 環境影響評価の結果 10.1.8 人と自然との触れ合いの活動の場	10.1.9-1 (894)	(a) 環境保全措置		・ P891 の表現に統一
第10章 環境影響評価の結果 10.1.9 廃棄物	10.1.9-3 (897)	(a) 環境保全措置		・ P895 の表現へ統一
第10章 環境影響評価の結果 10.3.2 検討結果の整理	10.3.2-1 (928)	「1. 大気環境」、建設機械の稼働の理由欄	・ ASJ RTN-Model 2007	・ ASJ <u>CN</u> -Model 2007
第10章 環境影響評価の結果 10.4 環境影響の総合的な評価	10.4-12 (941)	表 10.4-1 (11) (2) 土質の状況	・ 浮遊粒子状物質量	・ 浮遊物質
	10.4-19 (948)	表 10.4-1 (18) 【予測及び評価結果の概要】	・ 六ヶ所海岸砂丘	・ 六ヶ所海岸 <u>段丘</u>

六ヶ所村風力発電所リブレース事業 環境影響評価準備書（公開版）正誤表

章	頁	箇所	誤（訂正前）	正（訂正後）
第 7 章 方法書に対する 経済産業大臣の勧告	7.1-1 (259)	本文 2 行目	「電気事業法」 昭和 39 年法律第 170 号 第 46 条の 8 第 1 項 の規定に基づく、環境影響評価方法書についての 経済産業大臣の意見(令和 2 年 9 月 1 4 日) は、次に示すとおりである。	「電気事業法」 昭和 39 年法律第 170 号 第 46 条の 8 第 1 項 の規定に基づく、環境影響評価方法書についての 経済産業大臣の意見 (令和 3 年 5 月 1 4 日) は、次に示すとおりである。

六ヶ所村風力発電所リブレース事業 環境影響評価準備書（非公開版）正誤表

章	頁	箇所	誤（訂正前）	正（訂正後）
第 7 章 方法書に対する 経済産業大臣の勧告	7.1-1 (259)	本文 2 行目	「電気事業法」 昭和 39 年法律第 170 号 第 46 条の 8 第 1 項 の規定に基づく、環境影響評価方法書についての 経済産業大臣の意見(令和 2 年 9 月 1 4 日) は、次に示すとおりである。	「電気事業法」 昭和 39 年法律第 170 号 第 46 条の 8 第 1 項 の規定に基づく、環境影響評価方法書についての 経済産業大臣の意見 (令和 3 年 5 月 1 4 日) は、次に示すとおりである。
第 10 章 環境影響評価 の結果 10.1.3 その他の環境 1. 風車の影	10.1.3-1 (407)	(1) 調査結果の概要 ① 土地の利用状況 2) 現地調査 (d) 調査結果 本文 4 行目 表 10.1.3-2 遮蔽の状況 表の行の項目名	・風車と集落の間には樹林帯が確認された。 ・遮蔽の状況（展葉期） ・遮蔽の状況（落葉期）	・風車と集落の間には樹林帯(針葉樹含む)が確認された。 ・遮蔽の状況（展葉期：R3.8 撮影） ・遮蔽の状況（落葉期：R4.4 撮影）